

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則の新旧対照表

改正後（令和6年4月1日施行時点）	改正前（令和5年4月1日施行時点）
<p>○川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 平成21年12月24日規則第90号</p>	<p>○川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 平成21年12月24日規則第90号</p>
<p>改正</p> <p>平成26年3月31日規則第32号 平成27年5月22日規則第47号 平成28年3月31日規則第33号 平成29年3月31日規則第20号 平成30年11月30日規則第80号 平成30年12月28日規則第87号 令和5年3月30日規則第10号 令和5年3月31日規則第12号</p>	<p>改正</p> <p>平成26年3月31日規則第32号 平成27年5月22日規則第47号 平成28年3月31日規則第33号 平成29年3月31日規則第20号 平成30年11月30日規則第80号 平成30年12月28日規則第87号 令和5年3月30日規則第10号 令和5年3月31日規則第12号</p>
<p>川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (特定事業者)</p>	<p>川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (特定事業者)</p>
<p>第4条 条例第10条第1項の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。</p>	<p>第4条 条例第10条第1項の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。</p>
<p>(1) 本市の区域内に設置している全ての事業所における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者（次号に該当する事業者を除く。）</p>	<p>(1) 本市の区域内に設置している全ての事業所における原油換算エネルギー使用量（<u>安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第68号）による改正前の</u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者（次号に該当する事業者を除く。）</p>
<p>(2) 連鎖化事業（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連</p>	<p>(2) 連鎖化事業（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連</p>

改正後（令和6年4月1日施行時点）	改正前（令和5年4月1日施行時点）
<p>鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。） にあつては、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置している全ての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者</p> <p>(3) 事業者の事業活動に伴う自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）であつて、本市の区域内に使用する本拠を有するものをいう。）の前年度の末日における台数が100台以上の事業者</p> <p>(4) 本市の区域内に設置している全ての事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年の排出の量（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第5条第10号から第16号までの規定の例により得られる量をいう。）が3,000トン以上の事業者</p> <p>（事業活動<u>脱炭素化取組</u>計画書の作成等）</p> <p>第5条 条例第10条第1項の規定による作成は、3年間を計画の期間（以下「計画期間」という。）として行うとともに、同項の規定による提出は、特定事業者に該当することとなつた年度以降、3年度ごとに、事業活動<u>脱炭素化取組</u>指針に定める資料を添付し、事業活動<u>脱炭素化取組</u>計画書（第1号様式）により、計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、前条第2号の規定に該当する連鎖化事業者</p>	<p>鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。） にあつては、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置している全ての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者</p> <p>(3) 事業者の事業活動に伴う自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）であつて、本市の区域内に使用する本拠を有するものをいう。）の前年度の末日における台数が100台以上の事業者</p> <p>(4) 本市の区域内に設置している全ての事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年の排出の量（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第5条第10号から第16号までの規定の例により得られる量をいう。）が3,000トン以上の事業者</p> <p>（事業活動<u>地球温暖化対策</u>計画書の作成等）</p> <p>第5条 条例第10条第1項の規定による作成は、3年間を計画の期間（以下「計画期間」という。）として行うとともに、同項の規定による提出は、特定事業者に該当することとなつた年度以降、3年度ごとに、事業活動<u>地球温暖化対策</u>指針に定める資料を添付し、事業活動<u>地球温暖化対策</u>計画書（第1号様式）により、計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、前条第2号の規定に該当する連鎖化事業者</p>

改正後（令和6年4月1日施行時点）	改正前（令和5年4月1日施行時点）
<p>が条例第10条第1項規定により作成する場合は、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所を対象として行うものとする。</p>	<p>が条例第10条第1項規定により作成する場合は、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所を対象として行うものとする。</p>
<p>（事業活動<u>脱炭素化取組</u>計画書の記載事項）</p> <p>第6条 条例第10条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第4条各号のうち事業者が該当する号</p> <p><u>(2) 温室効果ガスの排出を行う産業、運輸その他の部門</u></p> <p><u>(3) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類及び中分類のうち事業者が該当するもの</u></p> <p><u>(4) 主たる事業の内容</u></p> <p><u>(5) 事業者の規模</u></p> <p><u>(6) 計画期間</u></p> <p><u>(7) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための基本方針</u></p> <p><u>(8) 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた組織体制</u></p> <p><u>(9) 地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項（条例第10条第1項第2号から第6号までに掲げる事項を除く。）</u></p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>（事業活動<u>地球温暖化対策</u>計画書の記載事項）</p> <p>第6条 条例第10条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第4条各号のうち事業者が該当する号</p> <p><u>(2) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類及び中分類のうち事業者が該当するもの</u></p> <p><u>(3) 主たる事業の内容</u></p> <p><u>(4) 事業者の規模</u></p> <p><u>(5) 計画期間</u></p> <p><u>(6) 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制</u></p> <p>(7) その他市長が必要と認める事項</p>
<p>（事業活動<u>脱炭素化取組</u>計画書の変更等の届出）</p> <p>第7条 条例第10条第2項の規定による届出は、事業活動<u>脱炭素化取組</u>指針に定める資料を添付し、事業活動<u>脱炭素化取組</u>計画書変更等届出書（第2号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第10条第2項の規定による届出は、変更があったときにあっては</p>	<p>（事業活動<u>地球温暖化対策</u>計画書の変更等の届出）</p> <p>第7条 条例第10条第2項の規定による届出は、事業活動<u>地球温暖化対策</u>指針に定める資料を添付し、事業活動<u>地球温暖化対策</u>計画書変更等届出書（第2号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第10条第2項の規定による届出は、変更があったときにあっては</p>

改正後（令和6年4月1日施行時点）	改正前（令和5年4月1日施行時点）
<p>速やかに、廃止し、休止し、又は再開したときにあつてはその日の翌日から起算して15日以内に行うものとする。</p> <p>（中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の作成等）</p> <p>第8条 前3条の規定は、条例第10条第3項の規定による中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の作成及び提出について準用する。この場合において、<u>第5条第1項中「事業活動脱炭素化取組計画書（第1号様式）」とあるのは「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書（第3号様式）」と、第6条中「次に掲げるとおり」とあるのは「次の第2号から第4号まで及び第6号から第10号までに掲げるとおり」と、前条第1項中「事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書（第2号様式）」とあるのは「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書（第4号様式）」と、同条第2項中「あつたとき」とあるのは「あつたとき又は中止したとき」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>速やかに、廃止し、休止し、又は再開したときにあつてはその日の翌日から起算して15日以内に行うものとする。</p> <p>（中小規模事業者による事業活動地球温暖化対策計画書の作成等）</p> <p>第8条 前3条の規定は、条例第10条第3項の規定による中小規模事業者による事業活動地球温暖化対策計画書の作成及び提出について準用する。この場合において、<u>前条第2項中「あつたとき」とあるのは、「あつたとき又は中止したとき」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>（事業活動脱炭素化取組結果報告書の提出）</p> <p>第9条 条例第11条第1項の規定による提出は、事業活動脱炭素化取組指針に定める資料を添付し、<u>計画書提出特定事業者にあつては事業活動脱炭素化取組結果報告書（第5号様式）により、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出した中小規模事業者にあつては中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書（第6号様式）</u>により行うものとする。</p> <p>2 条例第11条第1項の規定による提出は、7月末日までに行うものとする。ただし、条例第10条第2項の規定による廃止又は休止の届出を行った事業者及び同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定による中止又は廃止若しくは休止の届出を行った事業者については、届出を行った日の翌日から起算して90日以内に行うものとする。</p> <p>3 条例第11条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、廃止した日若しくは</p>	<p>（事業活動地球温暖化対策結果報告書の提出）</p> <p>第9条 条例第11条第1項の規定による提出は、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、<u>事業活動地球温暖化対策結果報告書（第3号様式）</u>により行うものとする。</p> <p>2 条例第11条第1項の規定による提出は、7月末日までに行うものとする。ただし、条例第10条第2項の規定による廃止又は休止の届出を行った事業者及び同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定による中止又は廃止若しくは休止の届出を行った事業者については、届出を行った日の翌日から起算して90日以内に行うものとする。</p> <p>3 条例第11条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、廃止した日若しくは中止した日の属する年度の翌々年度以降又は休止した日の属する年度の翌々年度から再開する日の属する年度までの間に限る。</p>

改正後（令和6年4月1日施行時点）	改正前（令和5年4月1日施行時点）
<p>中止した日の属する年度の翌々年度以降又は休止した日の属する年度の翌々年度から再開する日の属する年度までの間に限る。</p> <p>(1) 特定事業者が条例第10条第2項の規定による廃止又は休止の届出を行った場合</p> <p>(2) 中小規模事業者が同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定による中止又は廃止若しくは休止の届出を行った場合</p> <p>(3) その他市長が特別の事情があると認める場合</p>	<p>(1) 特定事業者が条例第10条第2項の規定による廃止又は休止の届出を行った場合</p> <p>(2) 中小規模事業者が同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定による中止又は廃止若しくは休止の届出を行った場合</p> <p>(3) その他市長が特別の事情があると認める場合</p>
<p>(事業活動<u>脱炭素化取組</u>計画書等の概要の公表)</p>	<p>(事業活動<u>地球温暖化対策</u>計画書等の概要の公表)</p>
<p>第10条 条例第12条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。ただし、当該事項を公にすることにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合は、この限りではない。</p>	<p>第10条 条例第12条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。ただし、当該事項を公にすることにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合は、この限りではない。</p>
<p>(1) 事業活動<u>脱炭素化取組</u>計画書 次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 条例第10条第1項第1号から第6号までに掲げる事項</p> <p>イ 第6条第1号から<u>第9号</u>までに掲げる事項</p> <p>ウ その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(1) 事業活動<u>地球温暖化対策</u>計画書 次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 条例第10条第1項第1号から第6号までに掲げる事項</p> <p>イ 第6条第1号から<u>第6号</u>までに掲げる事項</p> <p>ウ その他市長が必要と認める事項</p>
<p><u>(2) 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書 次に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>ア 条例第10条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項</u></p> <p><u>イ 第6条第2号から第4号まで及び第6号から第9号までに掲げる事項</u></p> <p><u>ウ その他市長が必要と認める事項</u></p>	
<p>(3) 事業活動<u>脱炭素化取組</u>結果報告書 次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 条例第10条第1項第1号から第6号までに掲げる事項</p> <p>イ 第6条第1号から<u>第6号まで及び第9号</u>に掲げる事項</p> <p>ウ その他市長が必要と認める事項</p>	<p><u>(2)</u> 事業活動<u>地球温暖化対策</u>結果報告書 次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 条例第10条第1項第1号、<u>第2号及び第4号</u>から第6号までに掲げる事項</p> <p>イ 第6条第1号から<u>第5号まで</u>に掲げる事項</p> <p>ウ その他市長が必要と認める事項</p>
<p><u>(4) 中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書 次に定めるとおりとする</u></p>	

改正後（令和6年4月1日施行時点）	改正前（令和5年4月1日施行時点）
<p><u>る。</u></p> <p><u>ア 条例第10条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項</u></p> <p><u>イ 第6条第2号から第4号まで、第6号及び第9号に掲げる事項</u></p> <p><u>ウ その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>（評価の求め）</u></p>	
<p><u>第11条 条例第13条第2項の規定による評価の求めは、条例第11条第1項の</u></p> <p><u>規定による事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素</u></p> <p><u>化取組結果報告書の提出に併せて、取組結果報告書評価依頼申出書（第7</u></p> <p><u>号様式）を市長に提出して行うものとする。</u></p> <p><u>（評価の結果の通知）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p><u>第12条 条例第13条第4項の規定による評価の結果の通知は、次に掲げる事</u></p> <p><u>項を記載した書面により行うものとする。</u></p> <p><u>（1） 事業者の氏名又は名称</u></p> <p><u>（2） 事業者の所在地</u></p> <p><u>（3） 評価の結果</u></p> <p><u>（4） 書面により条例第13条第6項に規定する意見を述べることができる</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>（5） 前号の意見を述べることができる期間</u></p> <p><u>（6） その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>（評価の結果を公表しない場合）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p><u>第13条 条例第13条第5項の規則で定める場合は、天災その他やむを得ない</u></p> <p><u>ものとして事業活動脱炭素化取組指針に定める場合とする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後（令和6年4月1日施行時点）	改正前（令和5年4月1日施行時点）
<p><u>（評価の結果を公表する期間）</u></p> <p><u>第14条 条例第13条第5項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる公表の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</u></p> <p><u>（1） 事業活動脱炭素化取組計画書又は中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に対する評価の公表</u></p> <p><u>当該評価を公表した日から当該事業活動脱炭素化取組計画書又は中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に係る計画期間が終了する日の属する年度の翌年度の末日まで</u></p> <p><u>（2） 事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書に対する評価の公表</u></p> <p><u>当該評価を公表した日から、当該事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書に係る計画期間が終了した日から起算して4年を経過する日の属する年度の末日まで</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p><u>（公表する事項）</u></p> <p><u>第15条 条例第13条第5項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 事業者の氏名又は名称</u></p> <p><u>（2） 評価の結果</u></p> <p><u>（3） その他市長が必要と認める事項</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p><u>（特定開発事業）</u></p> <p><u>第16条 条例第19条第1項の規則で定める開発事業は、開発区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第13項の開発区域をいう。）の面積が1ヘクタール以上の開発行為であって、新築する1又は2以上の建築物（以下「予定建築物」という。）の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるものとする。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業その他市長が必要と認める開発事業については、この限りではない。</u></p>	<p><u>（特定開発事業）</u></p> <p><u>第11条 条例第18条第1項の規則で定める開発事業は、開発区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第13項の開発区域をいう。）の面積が1ヘクタール以上の開発行為であって、新築する1又は2以上の建築物（以下「予定建築物」という。）の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるものとする。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業その他市長が必要と認める開発事業については、この限りではない。</u></p>

改正後（令和6年4月1日施行時点）	改正前（令和5年4月1日施行時点）
<p>（開発事業地球温暖化対策等計画書の提出）</p> <p>第17条 条例第19条第1項の規定による提出は、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策等計画書（第8号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第19条第1項の規定による提出は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第2条第2号の指定開発行為に該当する特定開発事業にあつては同条例第18条第1項の規定により条例環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を提出する日までに、それ以外の特定開発事業にあつては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の90日前までに行うものとする。</p>	<p>（開発事業地球温暖化対策等計画書の提出）</p> <p>第12条 条例第18条第1項の規定による提出は、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策等計画書（第4号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第18条第1項の規定による提出は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第2条第2号の指定開発行為に該当する特定開発事業にあつては同条例第18条第1項の規定により条例環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を提出する日までに、それ以外の特定開発事業にあつては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の90日前までに行うものとする。</p>
<p>（開発事業地球温暖化対策等計画書の記載事項）</p> <p>第18条 条例第19条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 特定開発事業の名称及び目的</p> <p>（2） 工事着手の予定年月日及び工事完了の予定年月日</p> <p>（3） 予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第127条の4第1項の特定建築物に該当する場合にあつては、同項第5号に規定する環境性能の評価の目標</p> <p>（4） その他市長が必要と認める事項</p>	<p>（開発事業地球温暖化対策等計画書の記載事項）</p> <p>第13条 条例第18条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 特定開発事業の名称及び目的</p> <p>（2） 工事着手の予定年月日及び工事完了の予定年月日</p> <p>（3） 予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第127条の4第1項の特定建築物に該当する場合にあつては、同項第5号に規定する環境性能の評価の目標</p> <p>（4） その他市長が必要と認める事項</p>
<p>（開発事業地球温暖化対策等計画書の変更等の届出）</p> <p>第19条 条例第19条第4項の規定による届出は、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書（第9号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第19条第4項の規定による届出は、同条第1項第1号及び第6号に掲げる事項の変更にあつては速やかに、同項第2号から第5号までに掲げる事項の変更にあつては変更する日の15日前までに行うものとする。</p>	<p>（開発事業地球温暖化対策等計画書の変更等の届出）</p> <p>第14条 条例第18条第4項の規定による届出は、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書（第5号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第18条第4項の規定による届出は、同条第1項第1号及び第6号に掲げる事項の変更にあつては速やかに、同項第2号から第5号までに掲げる事項の変更にあつては変更する日の15日前までに行うものとする。</p>

改正後（令和6年4月1日施行時点）	改正前（令和5年4月1日施行時点）
<p>る。</p> <p>（特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策等計画書の提出等）</p> <p>第20条 前3条の規定は、条例第19条第2項の規定による特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策等計画書の作成及び提出について準用する。</p> <p>（開発事業の完了の届出）</p> <p>第21条 条例第20条の規定による完了の届出は、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付し、開発事業完了届出書（第10号様式）により行うものとする。</p> <p>（開発事業の中止の届出）</p> <p>第22条 条例第20条の規定による中止の届出は、開発事業中止届出書（第11号様式）により行うものとする。</p> <p>（開発事業地球温暖化対策等計画書の概要の公表）</p> <p>第23条 条例第21条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 条例第19条第1項第1号から第5号までに掲げる事項 （2） 第18条第1号から第3号までに掲げる事項 （3） その他市長が必要と認める事項 <p><u>（削除）</u></p>	<p>る。</p> <p>（特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策等計画書の提出等）</p> <p>第15条 前3条の規定は、条例第18条第2項の規定による特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策等計画書の作成及び提出について準用する。</p> <p>（開発事業の完了の届出）</p> <p>第16条 条例第19条の規定による完了の届出は、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付し、開発事業完了届出書（第6号様式）により行うものとする。</p> <p>（開発事業の中止の届出）</p> <p>第17条 条例第19条の規定による中止の届出は、開発事業中止届出書（第7号様式）により行うものとする。</p> <p>（開発事業地球温暖化対策等計画書の概要の公表）</p> <p>第18条 条例第20条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 条例第18条第1項第1号から第5号までに掲げる事項 （2） 第13条第1号から第3号までに掲げる事項 （3） その他市長が必要と認める事項 <p><u>（事業者及び市民への支援対象とならない建築物）</u></p> <p><u>第19条 条例第24条の規則で定める建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第18条第3号に該当する建築物とする。</u></p>

改正後（令和6年4月1日施行時点）	改正前（令和5年4月1日施行時点）
<p><u>（建築士による説明を要する建築物）</u> 第24条 条例第25条第1項の規則で定める建築物は、床面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が10平方メートルを超える建築物（特定建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物をいう。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第18条第2号に該当する建築物を除く。）とする。</p>	<p><u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p>
<p><u>（建築士による説明を要しない場合）</u> 第25条 条例第25条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1） 建築主が建築事業者（建築物を新たに建設する工事を業として請け負う者又は建築物を新築し、これを分譲し、若しくは賃貸することを業として行う者をいう。）である場合 （2） 建築主から条例第25条第1項の規定による説明を要しない旨の意思の表明があつた場合 （3） その他市長が認める場合事項</p>	<p><u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p>
<p><u>（書面の記載事項）</u> 第26条 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 （1） 設置することが可能な太陽光発電設備の出力 （2） 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出の量の削減その他の地球温暖化対策に関する情報 （3） その他市長が必要と認める事項</p>	<p><u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p>
<p><u>（書面の写し等の保存期間）</u> 第27条 条例第25条第3項の規則で定める期間は、同条第1項の規定による説明を行った日から起算して3年とする。</p>	<p><u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p>

改正後（令和6年4月1日施行時点）	改正前（令和5年4月1日施行時点）
<u>（適用除外）</u>	<u>（新設）</u>
<p><u>第28条 条例第28条の規則で定める建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第18条第3号に該当する建築物とする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>（エネルギー供給事業者）</p>	<p>（エネルギー供給事業者）</p>
<p>第29条 条例第29条の規則で定めるエネルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1） 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者</p> <p>（2） ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者</p>	<p>第20条 条例第25条の規則で定めるエネルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1） 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者</p> <p>（2） ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者</p>
<p>（身分証明書）</p>	<p>（身分証明書）</p>
<p>第30条 条例第39条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証（第12号様式）とする。</p> <p>（事実の公表）</p>	<p>第21条 条例第35条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証（第8号様式）とする。</p> <p>（事実の公表）</p>
<p>第31条 条例第41条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>（2） 勧告の内容</p> <p>（3） その他市長が必要と認める事項</p>	<p>第22条 条例第37条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>（2） 勧告の内容</p> <p>（3） その他市長が必要と認める事項</p>
<p>（計画書等の提出）</p>	<p>（計画書等の提出）</p>
<p>第32条 条例又はこの規則の規定により市長に提出する計画書等の提出部数は、特に定めのあるものを除き、正本1通及びその写し1通とする。</p>	<p>第23条 条例又はこの規則の規定により市長に提出する計画書等の提出部数は、特に定めのあるものを除き、正本1通及びその写し1通とする。</p>
<p>（委任）</p>	<p>（委任）</p>
<p>第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が定める。</p>	<p>第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が定める。</p>

改正後（令和6年4月1日施行時点）	改正前（令和5年4月1日施行時点）
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 平成22年度における条例第9条第1項の規定による提出に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「7月末日」とあるのは、「11月末日」とする。</p> <p>3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに川崎市環境影響評価に関する条例第18条第1項の規定により準備書を提出した特定開発事業者のうち、この規則の施行の際現に同条例第19条の規定による公告が行われていない準備書に係るものに係る条例第17条第1項の規定による提出に係る第12条第2項の規定の適用については、同項中「同条例第18条第1項の規定により条例環境影響準備書（以下「準備書」という。）を提出する日までに」とあるのは、「条例の施行の日以後速やかに」とする。</p> <p>4 施行日から起算して90日が経過する日までの間に特定開発事業（川崎市環境影響評価に関する条例第2条第2号の指定開発行為に該当する特定開発事業を除く。）に着手しようとする特定開発事業者に係る条例第17条第1項の規定による提出に係る第12条第2項の規定の適用については、同項中「当該開発事業に係る工事に着手しようとする90日前までに」とあるのは、「条例の施行の日以後速やかに」とする。</p> <p>附 則（平成26年3月31日規則第32号） この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年5月22日規則第47号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月31日規則第33号） この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月31日規則第20号）</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 平成22年度における条例第9条第1項の規定による提出に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「7月末日」とあるのは、「11月末日」とする。</p> <p>3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに川崎市環境影響評価に関する条例第18条第1項の規定により準備書を提出した特定開発事業者のうち、この規則の施行の際現に同条例第19条の規定による公告が行われていない準備書に係るものに係る条例第17条第1項の規定による提出に係る第12条第2項の規定の適用については、同項中「同条例第18条第1項の規定により条例環境影響準備書（以下「準備書」という。）を提出する日までに」とあるのは、「条例の施行の日以後速やかに」とする。</p> <p>4 施行日から起算して90日が経過する日までの間に特定開発事業（川崎市環境影響評価に関する条例第2条第2号の指定開発行為に該当する特定開発事業を除く。）に着手しようとする特定開発事業者に係る条例第17条第1項の規定による提出に係る第12条第2項の規定の適用については、同項中「当該開発事業に係る工事に着手しようとする90日前までに」とあるのは、「条例の施行の日以後速やかに」とする。</p> <p>附 則（平成26年3月31日規則第32号） この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年5月22日規則第47号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月31日規則第33号） この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月31日規則第20号）</p>

改正後（令和6年4月1日施行時点）	改正前（令和5年4月1日施行時点）
<p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成30年11月30日規則第80号） この規則は、平成30年12月1日から施行する。 附 則（平成30年12月28日規則第87号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和5年3月30日規則第10号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。 附 則（令和5年3月31日規則第12号） この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成30年11月30日規則第80号） この規則は、平成30年12月1日から施行する。 附 則（平成30年12月28日規則第87号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和5年3月30日規則第10号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。 附 則（令和5年3月31日規則第12号） この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p><u>附 則（令和5年10月11日規則第64号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 改正前の規則の規定により調製した帳票（同規則第4号様式から第7号様式までに限る。）で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。</u></p>	

改正後（令和6年4月1日施行時点）

第1号様式

第1号様式 (第1面)

事業活動脱炭素化取組計画書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名又は名称		
主たる事務所又は事業所の所在地		
該当する事業者の要件及び温室効果ガスの排出を行う産業、運輸その他の部門	<input type="checkbox"/> 規則第4条第1号該当事業者	部門
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第2号該当事業者	部門
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第3号該当事業者	部門
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第4号該当事業者	部門
主たる事業の種類	大分類	
	中分類	
事業者の規模	<input type="checkbox"/> 原油換算エネルギー使用量	k l
	<input type="checkbox"/> 自動車の台数	台
連絡先	<input type="checkbox"/> エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出の量 t-CO ₂	
	担当部署	担 当 部 署 名 所 在 地 電話番号
	FAX番号	
	メールアドレス	
※特記事項	※事業者番号	

改正前（令和5年4月1日施行時点）

第1号様式

第1号様式 (第1面)

事業活動地球温暖化対策計画書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条第1項(同条第4項において読み替えて運用する場合を含む。)の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名又は名称		
主たる事務所又は事業所の所在地		
該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> 規則第4条第1号該当事業者	
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第2号該当事業者	
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第3号該当事業者	
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第4号該当事業者	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の事業者（任意参加事業者）	
主たる事業の種類	大分類	
	中分類	
事業者の規模	<input type="checkbox"/> 原油換算エネルギー使用量	k l
	<input type="checkbox"/> 自動車の台数	台
連絡先	<input type="checkbox"/> エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出の量 t-CO ₂	
	担当部署	担 当 部 署 名 所 在 地 電話番号
	FAX番号	
	メールアドレス	
※特記事項	※事業者番号	

改正後（令和6年4月1日施行時点）

(第2面)

計 画 期 間	年度	～	年度
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針			
温室効果ガスの排出の量の削減率に向けた組織体制			
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項			
エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項			
再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項			
自転車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項			
温室効果ガスの排出の量の削減率に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項			
その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項			
備 考			

- 備考 1 欄内になすべて記載できない場合は、別紙により提出してください。
 2 口のある欄は、該当する口内に印を記載してください。
 3 計画書には、事業活動脱炭素化取組指針に定める資料を添付してください。
 4 捺印の欄は記入しないでください。

改正前（令和5年4月1日施行時点）

(第2面)

計 画 期 間	年度	～	年度
温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針			
温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制			
温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量			
温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための取組の内容に係る事項			
他の者の温室効果ガスの排出の量の削減率に寄与する取組に係る事項			
その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項			
備 考			

- 備考 1 欄内になすべて記載できない場合は、別紙により提出してください。
 2 口のある欄は、該当する口内に印を記載してください。
 3 計画書には、事業活動脱炭素化取組指針に定める資料を添付してください。
 4 捺印の欄は記入しないでください。

改正後（令和6年4月1日施行時点）

第2号様式

第2号様式

事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書

(宛先) 川崎市長

年 月 日

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称 主たる事務所又は 事業所の所在地			
計画書提出年月日	年 月 日	受付 番号	
変更年月日	年 月 日		
変 更 内 容	変更前	変更後	
廃止、休止又は再開 の別及びその年月日	(廃止 ・ 休止 ・ 再開) 年 月 日		
連 絡 先	担当部署	担当部署名	
		所在地	
		電話番号	
		FAX番号	
		メールアドレス	
※添付書類	※添付事項	※事業者番号	

- 備考1 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。
 2 欄内すべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
 3 届出書には、事業活動脱炭素化取組指針に定める資料等を添付してください。
 4 ※印の欄は記入しないでください。

改正前（令和5年4月1日施行時点）

第2号様式

第2号様式

事業活動地球温暖化対策計画書変更等届出書

(宛先) 川崎市長

年 月 日

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称 主たる事務所又は 事業所の所在地			
事業活動脱炭素化 対策計画書提出年月日	年 月 日	受付 番号	
変更年月日	年 月 日		
変 更 内 容	変更前	変更後	
廃止、休止若しくは再開 の別及びその年月日	(廃止 ・ 休止 ・ 再開 ・ 中止) 年 月 日		
連 絡 先	担当部署	担当部署名	
		所在地	
		電話番号	
		FAX番号	
		メールアドレス	
※添付書類	※添付事項	※事業者番号	

- 備考1 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。
 2 欄内すべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
 3 届出書には、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料等を添付してください。
 4 ※印の欄は記入しないでください。

改正後（令和6年4月1日施行時点）

改正前（令和5年4月1日施行時点）

第3号様式

(新設)

第3号様式 (第1面)

中小規模事業者用脱炭素化取組計画書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条第3項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所又は 事業所の所在地			
温室効果ガスの 排出を行う産業、 運輸その他の部門	部門		
主たる事業 の業種	大分類		
	中分類		
主たる事業 の内容			
連 絡 先	担当部署	担 当 部 署 名	
		所 在 地	
		電話番号	
		FAX番号	
		メールアドレス	
添付書類		※特記事項	
		※事業者番号	

改正後（令和6年4月1日施行時点）

改正前（令和5年4月1日施行時点）

(第2面)

計 画 期 間	年度	～	年度
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等に関するための基本方針			
温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた組織体制			
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項			
エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項（任意記載）			
再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの量に係る事項			
自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項（任意記載）			
温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項（任意記載）			
その削減目標達成に向けた推進への貢献に係る事項			
備 考			

- 備考 1 欄内すべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
 2 計画書には、事業活動脱炭素化取組指針に定める資料を添付してください。
 3 ※印の欄は記入しなくても可。

第4号様式

(新設)

第4号様式

中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条第4項において適用する同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称			
住たる事務所又は 事業所の所在地			
計画書提出年月日	年 月 日	受付 番号	
変更年月日	年 月 日		
変 更 内 容	変更前	変更後	
廃止、休止若しくは再開又は 中止の別及びその年月日	(廃止 ・ 休止 ・ 再開 ・ 中止) 年 月 日		
理 由	担当部署 担当部署名 所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス		
連 絡 先			

※送付欄		※持付事項	※事業者番号

- 備考
- 1 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。
 - 2 欄内に収める記載できない場合は、別紙により提出してください。
 - 3 届出書には、事業活動脱炭素化取組計画の定める資料等を添付してください。
 - 4 空欄の欄は記入しないでください。

改正後（令和6年4月1日施行時点）

第5号様式

第5号様式

(第1面)

事業活動脱炭素化取組結果報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名又は名称			
主たる事務所又は事業所の所在地			
該当する事業者の要件及び温室効果ガスの排出を行う産業、運輸その他の部門	<input type="checkbox"/> 規則第4条第1号該当事業者	部門	
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第2号該当事業者	部門	
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第3号該当事業者	部門	
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第4号該当事業者	部門	
主たる事業の種類	大分類		
	中分類		
事業者の規模	<input type="checkbox"/> 原油換算エネルギー使用量	k l	
	<input type="checkbox"/> 自動車の台数	台	
連 絡 先	担当部署	担当部署名	
		所在地	
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
※交付欄		※事業者番号	
		※特記事項	

改正前（令和5年4月1日施行時点）

第3号様式

第3号様式

(第1面)

事業活動地球温暖化対策結果報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名又は名称			
主たる事務所又は事業所の所在地			
該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> 規則第4条第1号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第2号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第3号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第4号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 上述以外の事業者（任意提出事業者）		
主たる事業の種類	大分類		
	中分類		
事業者の規模	<input type="checkbox"/> 原油換算エネルギー使用量	k l	
	<input type="checkbox"/> 自動車の台数	台	
連 絡 先	担当部署	担当部署名	
		所在地	
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
※交付欄		※事業者番号	
		※特記事項	

改正後（令和6年4月1日施行時点）

(第2面)

計画期間及び報告年度	年度	～	年度	(報告年度)	年度分)
<u>事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該年度の削減に係る事項</u>					
<u>エネルギーの使用の量及び当該年度の削減に係る事項</u>					
<u>再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの変化に係る事項</u>					
<u>自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項</u>					
<u>温室効果ガスの排出の量の削減等に関する技術又は製品の開発等に関する事項</u>					
その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項					
備 考					

- 備考 1 欄内に対べて記載できない場合は、別紙により提出してください。
 2 口のある欄は、該当する口内にレ印を記載してください。
 3 報告書には、事業活動炭素排出率指標に定める資料を添付してください。
 4 ※印の欄は記入しないでください。

改正前（令和5年4月1日施行時点）

(第2面)

計画期間及び報告年度	年度	～	年度	(報告年度)	年度分)
<u>温室効果ガスの排出の量の削減目標の達成状況及び温室効果ガスの排出の量</u>					
<u>温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の要領状況</u>					
<u>他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に関する措置の要領状況</u>					
その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項					
備 考					

- 備考 1 欄内に対べて記載できない場合は、別紙により提出してください。
 2 口のある欄は、該当する口内にレ印を記載してください。
 3 報告書には、事業活動地球温暖化対策指標に定める資料を添付してください。
 4 ※印の欄は記入しないでください。

改正後（令和6年4月1日施行時点）

改正前（令和5年4月1日施行時点）

第6号様式

第6号様式

（第1面）

中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書

年 月 日

（宛先）川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所 又は事業所の所在地			
温室効果ガスを 排出する部門	部門		
主たる事業	大分類		
	中分類		
主たる事業 の 内 容	担当部署	担当部署名	
		所在地	
連 絡 先	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
※登録期		※登記事項	※事業者番号

（新設）

改正後（令和6年4月1日施行時点）

改正前（令和5年4月1日施行時点）

（第2面）

計画期間及び報告年度	年度	～	年度	（報告年度）	年度分
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項 エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項（任意記載）					
再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの量に係る事項					
自動車の応用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項（任意記載）					
温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項（任意記載）					
その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項					
備 考					

- 備考 1 欄内すべてを記載できない場合は、別紙により提出して可
 2 報告書には、事業活動原素化率組指針に定める資料を添付してください
 3 捺印の欄は記入しないでください

第7号様式

第7号様式

取組結果報告書評価依頼申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり提出します。

報告書提出年月日	
評価を依頼する理由	

※ 印 欄		※ 行 記 事 項	※ 業 者 番 号	

備考 ※印の欄は記入しないでください。

(新設)

改正後（令和6年4月1日施行時点）

第8号様式

第8号様式

(第1面)

開発事業地球温暖化対策等計画書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

〒原番号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第18条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所 又は事業所の所在地			
連 絡 先	担当部署	担当部署名 所 在 地	
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
送付期		密着記録欄	

改正前（令和5年4月1日施行時点）

第4号様式

第4号様式

(第1面)

開発事業地球温暖化対策等計画書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

〒原番号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第18条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所 又は事業所の所在地			
連 絡 先	担当部署	担当部署名 所 在 地	
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
送付期		密着記録欄	

改正後（令和6年4月1日施行時点）

改正前（令和5年4月1日施行時点）

(第2面)

開発事業の名称		
開発事業を行う 土地の位置及び区域		
開発事業の目的		
工事の着手 予定年月日	年 月 日	
工事の完了 予定年月日	年 月 日	
開発事業の概要	区域面積	m ²
	床面積	m ²
温室効果ガスの量の削減等及び気候変動適応を図るための実施しようとする措置の内容		
脱炭素エネルギー源の利用に係る検討結果		
特定建築物の評価の目標		
備考		

- 備考 1 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
 2 特定建築物の評価の目標については、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第12.7条の4第1項の特定建築物に該当する場合、同項第5号に規定する環境性能の評価の目標について記載してください。
 3 計画書には、開発事業地球温暖化対策等指針に規定する資料を添付してください。
 4 ※印の欄は、記入しないでください。

(第2面)

開発事業の名称		
開発事業を行う 土地の位置及び区域		
開発事業の目的		
工事の着手 予定年月日	年 月 日	
工事の完了 予定年月日	年 月 日	
開発事業の概要	区域面積	m ²
	床面積	m ²
温室効果ガスの量の削減等及び気候変動適応を図るための実施しようとする措置の内容		
脱炭素エネルギー源の利用に係る検討結果		
特定建築物の評価の目標		
備考		

- 備考 1 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
 2 特定建築物の評価の目標については、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第12.7条の4第1項の特定建築物に該当する場合、同項第5号に規定する環境性能の評価の目標について記載してください。
 3 計画書には、開発事業地球温暖化対策等指針に規定する資料を添付してください。
 4 ※印の欄は、記入しないでください。

改正後（令和6年4月1日施行時点）

第9号様式

第9号様式

開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第19条第4項の規定により、次のとおり届出ます。

事業者の氏名 又は名称			
正たる事務所 又は事業所の所在地			
開発事業の名称			
開発事業を行う土地の 位置及び区域			
計画書提出年月日	年 月 日	受付 番号	
変更年月日	年 月 日		
変 更 内 容	変更前	変更後	
変 更 理 由			
連 絡 先	担 当 者 氏 名		
	担 当 者 住 所		
	電 話 番 号		
	FAX番号		
	メールアドレス		

※受付用		※捺記事項	
------	--	-------	--

- 備考 1 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。
2 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
3 届出書には、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付してください。
4 ※印の欄は、記入しないでください。

改正前（令和5年4月1日施行時点）

第5号様式

第5号様式

開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第18条第4項の規定により、次のとおり届出ます。

事業者の氏名 又は名称			
正たる事務所 又は事業所の所在地			
開発事業の名称			
開発事業を行う土地の 位置及び区域			
開発事業地球温暖化 対策計画書提出年月日	年 月 日	受付 番号	
変更年月日	年 月 日		
変 更 内 容	変更前	変更後	
変 更 理 由			
連 絡 先	担 当 者 氏 名		
	担 当 者 住 所		
	電 話 番 号		
	FAX番号		
	メールアドレス		

※受付用		※捺記事項	
------	--	-------	--

- 備考 1 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。
2 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
3 届出書には、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付してください。
4 ※印の欄は、記入しないでください。

改正後（令和6年4月1日施行時点）

第10号様式

第10号様式

開発事業完了届出書

年 月 日

（宛先）川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所 又は事業所の所在地			
開発事業の名称			
開発事業を行う土地の 位置及び区域			
計画書提出年月日	年 月 日	受付 番号	
工事の着手年月日	年 月 日		
工事の完了年月日	年 月 日		
連絡先	担当 部署	担当部署名	
		所在地	
		電話番号	
		FAX番号	
	メールアドレス		

※印 項目		※印 項目	
----------	--	----------	--

- 備考 1 届出書には、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付してください。
2 ※印の欄は、記入しないでください。

改正前（令和5年4月1日施行時点）

第6号様式

第6号様式

開発事業完了届出書

年 月 日

（宛先）川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所 又は事業所の所在地			
開発事業の名称			
開発事業を行う土地の 位置及び区域			
開発事業地球温暖化 対策計画書提出年月日	年 月 日	受付 番号	
工事の着手年月日	年 月 日		
工事の完了年月日	年 月 日		
連絡先	担当 部署	担当部署名	
		所在地	
		電話番号	
		FAX番号	
	メールアドレス		

※印 項目		※印 項目	
----------	--	----------	--

- 備考 1 届出書には、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付してください。
2 ※印の欄は、記入しないでください。

改正後（令和6年4月1日施行時点）

第11号様式

第11号様式

開発事業中止届出書

(宛先) 川崎市長

年 月 日

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所 又は事業所の所在地			
開発事業の名称			
開発事業を行う土地の 位置及び区域			
計画書提出年月日	年 月 日	受付 番号	
中止年月日	年 月 日		
速 達 券	担当 担当部署名 所在地		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
送付欄			※特記事項

備考 ※印の欄は、記入しないでもいい。

改正前（令和5年4月1日施行時点）

第7号様式

第7号様式

開発事業中止届出書

(宛先) 川崎市長

年 月 日

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所 又は事業所の所在地			
開発事業の名称			
開発事業を行う土地の 位置及び区域			
開発事業地球温暖化 対策計画書提出年月日	年 月 日	受付 番号	
中止年月日	年 月 日		
速 達 券	担当 担当部署名 所在地		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
送付欄			※特記事項

備考 ※印の欄は、記入しないでもいい。

第12号様式

第12号様式 (表)

立入調査員証 第 号

所属氏名 年 月 日

年 月 日

川崎市長 印

6.5 cm

9cm (裏)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例(抜粋)

(報告等及び立入調査)

第39条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出事業者、計画書提出開発事業者及び第25条第1項の設計を行う建築士が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

第8号様式

第8号様式 (表)

立入調査員証 第 号

所属氏名 年 月 日

年 月 日

川崎市長 印

6.5 cm

9cm (裏)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例(抜粋)

(報告等及び立入調査)

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出事業者及び計画書提出開発事業者が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。